

# 下関市立大学FD委員会規程

平成 20 年 5 月 22 日

規 程 第 2 9 号

改正 平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号  
平成 28 年 3 月 30 日規程第 9 号  
平成 29 年 2 月 28 日規程第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学における教員の教育研究活動について改善と充実を恒常的に図ることを目的として設置される下関市立大学FD委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、FD（ファカルティ・ディベロップメント）を推進するための活動を行う。

- (1) 教育研究活動の改善及び充実の方策に関する事項
- (2) その他FDに関連する事項

2 委員会は、別に設置する下関市立大学SD委員会（以下「SD委員会」という。）と連携しつつ前項の所掌業務を行う。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学科会議選出委員 4 名
- (2) 学長が指名する教員 3 名以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、学長が指名する。
- 3 委員会の副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長等の責務)

第 6 条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という）の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学務グループ教務班が担当する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年5月22日から施行する。

2 この規程の施行の日以後最初に選任される第3条第3号及び第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日規程第9号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日規程第8号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。